

1. 目的

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの事業の適正な運営を確保することを目的とする。

2. 適用範囲

刈谷豊田総合病院が行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの事業を適用範囲とする。

3. 主管部署・管理部署

主管部署・管理部署は診療技術部リハビリテーション科とする。

4. 本文

(事業の目的)

第1条 医療法人豊田会が開設する刈谷豊田総合病院が行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた要介護者・要支援者を対象とする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行う。
 - 3 医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
 - 4 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行う。
 - 5 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。
 - 6 居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 - 7 自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(名称、所在地及び管理者)

第3条 事業を実施する事業所の名称、所在地及び管理者は次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人豊田会 刈谷豊田総合病院
- (2) 所在地 愛知県刈谷市住吉町5丁目15番地
- (3) 管理者 病院長

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理責任者	理学療法士	1		病院と兼務
理学療法士	理学療法士	3		病院と兼務
作業療法士	作業療法士	2		病院と兼務
言語聴覚士	言語聴覚士	1		病院と兼務

(1) 管理責任者

管理責任者は、管理者に代わり従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、計画作成に必要な情報提供及びプログラムや治療の進め方についての指導・助言、その他従業員からの相談に対して必要な助言・指導を行う。

(2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師の指示、及び訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。また、カンファレンスなどを利用し各療法士間で情報交換を行い、療法士が休暇を取る場合など急遽代理の療法士が訪問する場合においても、スムーズにサービスが提供できるよう協力体制を整える。

2 事業の状況又は緊急等やむを得ない事情がある場合には、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令の定める範囲において、従業者の員数増減を認めるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、医療法人豊田会刈谷豊田総合病院就業規則に準じて定めるものとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、及び12月29日から1月3日までを除く）

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時

(事業の内容)

第6条 計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護者・要支援者の心身の機能の回復を図るために行う、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問リハビリテーションとする。

2 療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、刈谷市の全域とする。なお当院から車で30分圏内はサービス提供可能範囲とし、刈谷市外は第8条に規定する通り交通費を徴収する。

(利用料その他の費用の額)

- 第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護負担割合証に応じて、その額を1割もしくは2・3割とする。
- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、1回につき300円とする。
 - 3 利用料その他の費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

（緊急時における対応方法）

- 第9条 この事業の提供を行っているときに事故が発生した場合には、利用者の安全を確保した後、速やかに主治医、利用者の家族、管理責任者、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を行う（関連文書：訪問業務安全管理マニュアル）

（虐待防止について）

第10条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

（1）虐待防止に関する担当者を選定。

虐待防止に関する担当者	理学療法士：仲村我花奈
-------------	-------------

（2）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（3）虐待防止のための指針に従う。

（4）従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

（5）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

（その他運営に関する留意事項）

第11条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後6カ月以内

（2）継続研修 年1回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は別に定める。

5. 改訂履歴表

版数	年月日	改訂内容／理由
00	平成19年7月25日	新規制定

01	平成21年07月01日	従業者の員数変更に伴う改訂
02	平成26年07月31日	業務見直しに伴う改訂
03	平成29年7月31日	介護保険法改定に伴う改訂
04	平成30年7月31日	就業規則変更に伴う改訂
05	2019年7月31日	介護保険法改定に伴う改訂
06	2020年8月1日	従業者の員数変更に伴う改訂
07	2022年6月1日	従業者の員数変更に伴う改訂
08	2023年10月1日	虐待防止についての追記に伴う改訂

6. 決裁欄

承認 リハビリ科 部長	照査 リハビリ科 副部長	作成 リハビリ科 担当員
小 口	後 藤	仲 村